

府内初の高度救命救急センターを2箇所指定 ～救命救急センター2箇所も追加指定～

京都府では、救急医療を取り巻く環境の変化に対応するため、4月1日付で2病院を府内初の高度救命救急センターとして指定し、2病院を救命救急センターとして追加指定しましたのでお知らせします。

1 指定病院（指定日：令和6年4月1日）

高度救命救急センター （2箇所）	京都第二赤十字病院（京都市上京区） 宇治徳洲会病院（宇治市）
救命救急センター （2箇所）	京都大学医学部附属病院（京都市左京区） 京都府立医科大学附属病院（京都市上京区）

2 令和6年4月1日以降の体制

種別	箇所数	医療機関名
高度救命救急センター	2	京都第二赤十字病院（京都市上京区） 宇治徳洲会病院（宇治市）
救命救急センター	6	京都第一赤十字病院（京都市東山区） 京都医療センター（京都市伏見区） 洛和会音羽病院（京都市山科区） 京都大学医学部附属病院（京都市左京区） 京都府立医科大学附属病院（京都市上京区） 市立福知山市民病院（福知山市）※ ※地域救命救急センター

（参考）各センター機能（厚生労働省「救急医療対策事業実施要綱」から抜粋）

<高度救命救急センター>

特に高度な診療機能を有し、通常の救命救急センターでは対応困難な外傷や疾患（広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病）等の診療を担うものとする。

<救命救急センター>

重篤患者に対する高度な専門的医療を総合的に実施することを基本とし、原則、重症及び複数の診療科領域にわたる全ての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れるものとする（救急専門医、概ね20床以上の救急専用病床の確保等）。

※地域救命救急センター

最寄りの救命救急センターへのアクセスに概ね60分以上を要する地域に整備できる、専用病床が10床以上20床未満の救命救急センター

（参考）経過

令和5年6月 意向調査

9月 公募受付

（申請数：高度救命救急センター2、救命救急センター6）

令和6年3月29日 府医療審議会（審議、指定の決定）

【本報道発表に関するお問合せ】

健康福祉部医療課 課長 森川 TEL 075-414-4740

参事 西山 TEL 075-414-4741

